



# 山形県公報

令和4年4月1日(金)

号 外 ( 8 )

## 目 次

### 規 則

- 農業協同組合法等の規定に基づく検査の際に携帯する職員等の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則…………… (農政企画課) … 1
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 2

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 5
- 山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) … 6
- 総務部長に合議しなければならない物品の指定…………… (会 計 局) … 7
- 昭和39年4月県訓令第13号(知事の承認を受けなければならない物品の指定)を廃止する訓令…………… ( 同 ) … 8

### 告 示

- 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…………… (学事文書課) … 同
- 山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日…………… (文化スポーツ振興課) … 同
- 山形県総合文化芸術館の利用料金…………… ( 同 ) … 9

### 議 会 関 係

#### 告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程…………… 同

## 規 則

農業協同組合法等の規定に基づく検査の際に携帯する職員等の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第21号

#### 農業協同組合法等の規定に基づく検査の際に携帯する職員等の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次に掲げる法律の規定に基づく検査の際に職員等が携帯するその身分を示す証明書は、農業保険法に基づく検査に関する規則(昭和28年5月県規則第30号)第8条第2項及び山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則(平成10年10月県規則第82号)第3条第2項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条
- (2) 農業保険法(昭和22年法律第185号)第209条第1項から第3項まで
- (3) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第123条

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付 年 月 日限り有効	
山形県知事		印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。  
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。  
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。  
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。  
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。  
 6 第1面の押印は、第2面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に、「ふるさと山形移住・定住推進課」を「くらすべ山形魅力発信課」に、「新型コロナワクチン接種総合企画課」を「コロナ収束総合企画課」に、「商工産業政策課長」を「産業創造振興課長」に、「6次産業推進課及び県産米ブランド推進課」を「県産米ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」に、「園芸農業推進課」を「園芸大国推進課」に改め、同条第2項中「道路交通法」を

「歳入歳出外現金のうち、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第115条第1項及び第2項の規定による控除の額に相当する現金並びに勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第15条第1項の規定による控除の額に相当する現金（以下「共済組合掛金等」という。）並びにその他保管金（山形県職員の共済制度に関する条例（昭和36年3月県条例第5号）第1条に規定する互助会（以下「互助会」という。）に係るものに限る。）の出納の通知で警察職員に係るものについては、警察本部警務部厚生課長が、道路交通法」に改める。

第6条第1項中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に、「ふるさと山形移住・定住推進課」を「くらすべ山形魅力発信課」に、「新型コロナワクチン接種総合企画課」を「コロナ収束総合企画課」に、「商工産業政策課」を「産業創造振興課」に、「6次産業推進課及び県産米ブランド推進課」を「県産米ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」に、「園芸農業推進課」を「園芸大国推進課」に、「掲げる者」を「掲げる者、警察本部警務部厚生課の次長」に改める。

第11条第1項第8号ニ中「第165条第1項ただし書に規定する管理換の決定の際に承認を受けなければならない」を「別に定める」に改める。

第144条第1項第2号イに次のように加える。

(ハ) 共済組合掛金等

第165条第1項ただし書及び第168条第1項後段を削る。

別表第1第2項組織の区分の欄中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に、「ふるさと山形移住・定住推進課」を「くらすべ山形魅力発信課」に、「新型コロナワクチン接種総合企画課」を「コロナ収束総合企画課」に、「商工産業政策課」を「産業創造振興課」に、「6次産業推進課及び県産米ブランド推進課」を「県産米ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」に、「園芸農業推進課」を「園芸大国推進課」に、「及び広報相談課」を「広報相談課及び厚生課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「総務専門員」を「総務調整主査」に、「産業労働部商業・県産品振興課課長補佐」を「産業労働部県産品流通戦略課課長補佐」に、「総務主査」を「主査（総務を担当するものに限る。）」に、「調査官（調度担当）」を「企画調整官（調度担当）」に、「調査官（情報公開担当）」を「課長補佐（情報公開担当）」、「警察本部警務部厚生課にあつては調査官（福利厚生兼健康管理担当）」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「調整主査」を「主査（総務調整担当）」に、「給与支給担当の主査」を「給与支給担当の上席の主事」に、「にあつては主事（予算担当）」を「にあつては主任主事（予算担当）」に、「産業労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部県産品流通戦略課」に、「農林水産部森林ノミクス推進課にあつては主任主事（予算担当）」を「農林水産部森林ノミクス推進課にあつては主査（予算担当）」に、「課長補佐（調度担当）」を「調査官（調度担当）」に、「課長補佐（情報公開担当）」を「上席の係長（情報公開担当）」、「警察本部警務部厚生課にあつては課長補佐（福利厚生兼健康管理担当）」に改め、「教育庁スポーツ保健課にあつては総務専門員」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「産業労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部県産品流通戦略課」に、「警務部広報相談課及び」を「警務部の広報相談課及び厚生課並びに」に改め、同号ニ中「の出納」を「共済組合掛金等及びその他保管金（互助会に係るものに限る。）の出納」に、「こと」を「こと（共済組合掛金等及びその他保管金（互助会に係るものに限る。）にあつては、総務部総務厚生課及び教育庁福利厚生課に置く出納員に限る。）」に改め、同欄第7号中「産業労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部県産品流通戦略課」に改め、同欄中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 警察本部警務部厚生課に係る歳入歳出外現金のうち共済組合掛金等及びその他保管金（互助会に係るものに限る。）の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（警察本部警務部厚生課に置く出納員に限る。）。

別表第1第6項中 「課長補佐 | ダム管理 | 主査」 を 「課長補佐 | 上席のダム管理主査」 に、 「ダム管理 | 技師 | 主査」 を 「ダム管理 | 主任技師」 に、 「環境科学研究所センター | 消防学校」 「総務課長 | 総務専門員」 「総務課長 | 総務主査」 を 「消防学校 | 総務課長 | 総務主査」 に、「検査主査」を「上席の検査主査」に、

「庄内食肉衛生検査所 庶務係長 次長」を「庄内食肉衛生検査所 環境科学研究センター 庶務係長 次長 総務課長 総務専門員」に、

「調整主幹 指導主幹 総務主査 庶務係長」を「総務専門員 総務係長 総務主査 主事」に、「副所長 総務専門員」を

「副所長 総務保安専門員」に、「山形工業高等学校 事務部次長 総務主査」を

「山形工業高等学校 事務部次長 主査」に、「上山明新館高等学校 事務部次長 総務主査」を

「上山明新館高等学校 事務部次長 主査」に、「寒河江高等学校 事務部次長 総務主査」を

「寒河江高等学校 事務部次長 主査」に、「左沢高等学校 事務次長 主査」を

「左沢高等学校 事務次長 主事」に、「北村山高等学校 総務主査」を「北村山高等学校 事務次長」に、「主任主事」を「主事」に、「事務次長 主任主査 事務部次長 総務主査」を「事務次長 上席の主事 事務部次長 上席の主任主査」に、「事務部次長 総務主査 主査 主事」を

「事務部次長 主任主査 主任主査 主事」に、「長井高等学校 総務主査」を「長井高等学校 事務部次長」に、

「事務部次長 総務主査 主任主査 主事」を「総務主査 主査 上席の主事 主事」に、「主事 主任主査 主任主事 事務部次長 主査 事務次長」を

「主任主事 事務長  
事務部次 主任主査  
長  
総務主査 主査」に、「総務主査 事務長  
事務部次 主任主査」を「事務次長 事務長  
事務部次 主査」に、  
主任主査 事務次長」

「酒田特別支 事務次長 主査」を「酒田特別支 事務次長 主任主査」に、  
援学校」

「ゆきわり養 事務部次 主任主査」を「ゆきわり養 事務部次 主査」に、  
護学校 長」を「副主幹  
(会計担  
当)  
会計課専  
門員  
上席の会  
計課係長」

「上席の企 企画調整 上席の企  
画調整官 (会計 画調整官  
担当) (会計担 当)  
上席の会 主事 (会 警務課係  
計課係長 計課) 長兼会計  
会計課専 企画調整 課係長  
門員 官 (会計 上席の会  
担当) 計課専 計課専門  
員」に、「会計課係 上席の会  
長」を「上席の会 計課係長」に、

「米沢警察署 会計課長 上席の会 米沢警察署 会計課長 調査官  
計課専門 員」を「計課専門 員 (会計担 当)」に改める。

別表第2第2項第13号中「高速印刷製本システム」を「印刷室に設置する電子複写機」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項及び(2)職印の項中 「産業労働部商工産業政策課長」 を

「産業労働部産業創造振興課長」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中 「行政改革課」 「行政」 を

「働き方改革実現課」 「働改」 に、

「ふるさと山形移住・定住推進課」 「移住」 を

「くらすべ山形魅力発信課」 「く魅」 に、「新型コロナ対策認証課」を「新型コロナ対策認証

推進課」に、「新型コロナワクチン接種総合企画課」 「新コロ」 を

「コロナ収束総合企画課」 「コロ企」 に、

産業労働部	商工産業政策課	産政 中企 工振 商県産 貿易 雇	を
	中小企業・創業支援課		
	工業戦略技術振興課		
	商業・県産品振興課		
	貿易振興課		
	雇用・コロナ失業対策課		

産業労働部	産業創造振興課	産創 産技 商経 県産流 雇	に、
	産業技術イノベーション課		
	商業振興・経営支援課		
	県産品流通戦略課		
	雇用・産業人材育成課		

文化振興・文化財活用課 スポーツ振興・地域活性化推進課	文文 ス地	を
--------------------------------	----------	---

文化スポーツ振興課 文化財活用課	文ス 文活	に、
---------------------	----------	----

6次産業推進課 県産米ブランド推進課	6次 県産米	を
-----------------------	-----------	---

県産米ブランド推進課	県産米	に、
------------	-----	----

園芸農業推進課	園農	を
---------	----	---

園芸大国推進課	園芸	に、
---------	----	----

森林ノミクス推進課	森林	を
-----------	----	---

森林ノミクス推進課 専門職大学整備推進課	森林 専大	に改め、同別表第2項の表中
-------------------------	----------	---------------

地域保健福祉課	最総保福	を
---------	------	---

地域健康福祉課	最総健福	に改める。
---------	------	-------

別表第3M農務の項の表中

食糧		を	食糧	専門職 大学	に改める。
----	--	---	----	-----------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中  
公 所

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第11条第1項の規定により総務部長に合議しなければならない同項第8号ニに規定する物品を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 取得額又は評価額が200万円以上の備品（次号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による軽自動車、小型特殊自動車並びに小型自動車のうち被けん引自動車、二輪自動車及び三輪自動車を除く。）
- (3) 動力機関を有する船舶

山形県訓令第9号

庁 中  
公 所

昭和39年4月県訓令第13号（知事の承認を受けなければならない物品の指定）は、廃止する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**告 示**

山形県告示第263号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課」を「健康福祉部コロナ収束総合企画課」に、「産業労働部商工業政策課」を「産業労働部産業創造振興課」に、

「産業労働部雇用・コロナ失業対策課」を「産業労働部雇用・産業人材育成課」に改める。

山形県告示第264号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第8条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

- (1) 県産品ショップ  
午前10時から午後6時まで
- (2) レストラン  
午前11時30分から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで

2 休館日

- (1) 県産品ショップ（別棟内店舗を除く。）
  - イ 1月から2月までの期間における火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
  - ロ 1月1日（イに掲げる日を除く。）
- (2) 県産品ショップ（別棟内店舗に限る。）
  - イ 1月から2月までの期間における火曜日並びにその期間における毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日）
  - ロ 1月1日（イに掲げる日を除く。）
- (3) レストラン
  - イ 火曜日並びに毎月の第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日）
  - ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

3 適用期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで



**山形県告示第265号**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

駐車場 30分を超える時間30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

**議 会 関 係**

**告 示**

**山形県議会告示第2号**

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

**山形県議会事務局規程の一部を改正する規程**

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主事」を「主任主査、主事、技能長」に改め、同条第3項の表中

主事	上司の命を受けて事務に従事する。
----	------------------

を

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。

に改め、同表主任技能員の項中「す

る」を「し、又は技能長を補佐し、及び担当業務に従事する」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

令和4年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
令和4年4月1日発行 発行人 山形県